

告175-3
(告175-2の反訳)

野村：これやっぱり、小林課長、この前言ってる話と違うじゃないですか。総務課長の言葉としてね、地権者に対してね。「何か土地の利用を考えてますか？」ってことを小林さんが聞いているじゃないですか。

小林：私が・・・そうですか・・・

野村：小林さんが。いま言ってる話と違うよ。

小林：織笠さんにですか？

野村：そう。

小林：織笠さんに聞いてますね、

野村：この前僕がね、小林さん聞いたのはね、これはあくまでも公有財産にね、古い建物が建ってて、借地借家法上のね、当然、建物を登記としてるだろうし、それがあから。解除できない。それが崩壊すれば、使えなくなればね、当然もう契約の理由がなくなるんでね、撤去して解除というのは当たり前。ただ、賃借権ね、借りてる権利ってのがあからわけですよ。もう全く一緒。スキー場と全く一緒ね、借りてる人にはね、そこをね、騙し騙し使えるような権利になり得るんですよ。柱だけ残してね、柱だけ残して、リノベーションしてね、無理くり、古い建物だと言ひ張ってね、借地権を相続させることってね、いっぱいあからんですよ。僕が言ってるのはね。その利権を売買される、ただ同然で借りてる権利をね。ただ同然で借りてる権利を、建物の存在によってね、利権化できるわけですよ。それを僕はね、チセヌプリでやってるから、あなた方は。実際ね。

小林：チセとチセハウスはまったく別問題・・・

野村：全く別なのはわかりますよ。でもね、でも実際ね、黒塗りしてるじゃない、ま、(不明)。いや、僕がこれだけ言ってるのに、裏で、何か、あなた方やってんじやなからろうかと、見えてしようがないわけですよ。これ誰が考えてもね、織笠さんところに行くよ、人がね、「俺に売ってくれたら幾ら払うから」って話をいっぱい行く、織笠さんのところに。

小林：織笠さんに？

野村：織笠さんのところに。あの人が権利を持ってるわけだから。土地を借りてい

告175-3
(告175-2の反訳)

る権利を持ってるわけだから、「その建物を譲ってくれ」という話が一杯い
ってるさ。

野村：織笠さんに？

野村：織笠さんに。想像つくよ。でね。一番最後のね、「一緒に来た誰々といいま
す」と・・・

小林：はい。

野村：結局違うんじゃないか、小林さんが僕言ってる話しとね。書類に書いてある
話が。結局、僕が憶測してる通りね、織笠さん、やっぱり、何か、活用する
話を、あなたから打診してるしね。実際ね、一緒に同行させてね、内々で
「何かやらせてもらえませんか？」みたいな話をしてるじゃないですか。

小林：これがですね、ちょっと名前言えないんですけど・・・

小林：言わなくていいですけどね、でも、やっぱ小林さんがこの前言った話と違う。
ここに出ている内容は。

小林：これ。織笠さんに・・・（無言）・・・

小林：これ、僕は憶測してた通りですよ。ここに書いてある内容。ね。小林さんは
否定してるけどね、僕が憶測してたとおりの内容が行われてるわけですよ。

小林：実はそれ、身内さんなんですよ。

身内かもしれませんよね。でもね、でもこういう話をしてるじゃないですか、小林
さんが。その場に立ち会ったのにね。なんでね・・・

その場には立ち会ってないですよ。現場には。こちらに来られたんです。

野村：（不明）会って話をしてるじゃないですか。10月26日っていうのはね、
僕が本当にここで、この情報公開を出すちょっと前ですよ。

小林：はい。

野村：一、二週間前の話をね、あなたこういう話をしていながらね、僕がね、あそ

告175-3
(告175-2の反訳)

ここで裏で何かいろんなね、「売買とか、賃借権の譲渡とか、そういう話出てないでしょうね？」と言ったときにね、あなた否定したじゃないですか。

いや、うちの方としては、だから、後から読んでもらえば分かるんですけどな、認めてるわけじゃないですからね。

野村：いやいや、でもね、こういう話があったわけでしょう。僕はなんかね・・・

小林：とりあえずこれ見てもらって、その後にもたお話しませんか？

野村：あなたね。あなたね、チセアプリの件だってね、いま僕まとめてるけどね、持ってきますよね。今細かく整理してるけどね。あなたも委員になってるんだったらね、やっぱりね、同じ穴のムジナとかありますよ。。「なんで、これを採用したの？」「何でこれに加担したの？」っていうね。とか必ず出てくるよ。

小林：今日は審査請求の情報開示なんで、それ以上話しません・・・

野村：僕が言ってるのはね、これがね、あなたがこの前僕に言ってる話と違う。ね、一、二週間前に会って話をしてるのにね。

小林：(不明) じゃないからね。

野村：信用できないよ、あなたの言ってることを。僕は出さなかったら、内々でね・・・

小林：出してますから、開示請求には答えてますから。

野村：開示請求には答えなきゃいけないですもん。

小林：もう1回持ってってみてください。

野村：見ますよもう1回。

小林：ここで一つずつやってるきりないんで。

野村：それは、でもね、あなた方は公職としてね、ね、自分たちで意思決定をしてね、判断してね、公有財産を処分するんだったら、あなたの責務ですよ。そ

れをちゃんとね明らかにするのが・・・

小林：それは言われなくても分かってます。

野村：じゃあ付き合いなさいよ。少くくらい嫌でもね。

野村：いや・・・

野村：嘘ついてるんだもん僕に対して。

野村：ついてないですよ

野村：なんかね、「何にもそういう話しはない」みたいなこと言ってたじゃないですか。

小林：ないですよ。

野村：いやでも実際になんかね、「なんか建てられませんか？」という話しが出るじゃないか。

小林：向こうからですね。それは言いましたよ。

野村：言ってないよ。僕がね、僕が聞いたのは、観光課の梅本さんからね、そういう話が出てるって話を聞きましたけどね。「知ってます？」と、「いや知らない」と、あなたは言い切りましたよ。「いや知らない」と。

小林：いや、そこまで・・・

野村：言い切りましたよ。

小林：これ残ってますからね。

野村：あのとき僕はこれを出すと行ってないから、口頭で聞いている段階ではね、あなたをね、ここに建て替えてなんとかさせるとかそういう話に出てないと。

小林：JRTとかでないですか・・・

野村：違います。嘘ついてるよ。あなた。

小林：いや嘘ついてない。

野村：嘘ついてるよ。口頭で言ってるときにはね、「そういう話は出てません」と言ったでしょう。僕がそれに対してね、いや、梅本さんからね、「親族の方がね、『やり直したい』って話が出てるって聞いてますよ」と。「俺は知らない」と言ったんですよ、あなたは。

小林：JRTとか・・・。

野村：違う。梅本さんが言ってる通りの記録が残ってるよ。

小林：見ての通りです私ここにいますから。

野村：まあちょっと。ごめんなさい。ちょっとね、いま言った通り、審査請求のね、資料を一生懸命まとめる。でもね、審査請求のね、まとめる。ちょっとせっかくまとめるんだったらね、ちゃんとしたものにしようね、どうせ多分たいしたもの出てこないだろうから、裁判所に、裁判所に持っていく前提でね、細かくね、証拠の突き合わせをしてね、進めています。でも誰が見てもね、「おかしい」という。僕は捜査権がないからね、裏でね、なんか裏金引き渡しやってもね、それを僕は立証することはできない。でも、誰が見ても「これおかしい」という話になるよ。なりますよ。あなたその時のね。その時の委員会の1人じゃないですか。あなただって。

小林：あっちセの。本当っていう形でね。

野村：いま言ってるように。その・・・

小林：まとめてください。まだ、まとめてないんですよ。